

## 第17号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の教育長  
及び委員長に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

芦屋市教育委員会	委員長	月額	198,000	芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下この表において「旅費条例」という。）別表第1級別1級の者の旅費相当額
	委員	月額	175,500	

」

を

「

芦屋市教育委員会	委員	月額	175,500	芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下この表において「旅費条例」という。）別表第1級別1級の者の旅費相当額
----------	----	----	---------	--

」

に改め、同表備考を削る。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

### (3) 教育長

第4条第3項中「市長」を「市長及び副市長に係る期末手当の支給にあつては「市長」と、教育長に係る期末手当の支給にあつては「教育委員会」に改める。

第5条第3項中「その数が48月を超えるときは、48月」を「市長及び副市長にあつてはその月数が48月を超えるときは、48月と、教育長にあつてはその月数が36月を超えるときは、36月」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に改め、同条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中教育長に係る退職手当の支給にあつては「退職手当管理機関」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び副市長」を「，副市長及び教育長」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する職員」を削る。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長，」を削る。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 参 照 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例要綱

### 1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の教育  
長及び委員長に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

- (1) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改  
正（第1条関係）

芦屋市教育委員会の委員長の報酬等に係る規定の整理（別表）

- (2) 芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正

（第2条関係）

ア 特別職の職員で常勤のものに教育長を加える。（第1条）

イ 教育長の退職手当の額の算定に係る在職月数の上限を36月（現行は48  
月）とする。（第5条）

ウ その他所要の規定の整備

- (3) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第3条関係）

級別1級の職務区分に教育長を加える。（別表第1）

- (4) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第4条関係）

職員の範囲に係る規定の整理（第2条）

- (5) 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正（第5条関係）

条例の適用対象職員に係る規定の整理（第1条）

### 3 施行期日

平成27年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

※ \_\_\_\_\_部分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により削除される規定

（委員長）

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

（第2項から第4項まで省略）

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

（第2項から第4項まで省略）

地方自治法抜粋

※ \_\_\_\_\_部分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により追加される規定

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

（第2項省略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 地方公務員法抜粋

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は，一般職と特別職とに分ける。

(第2項省略)

3 特別職は，次に掲げる職とする。

- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職

(第1号の2から第6号まで省略)

## 教育公務員特例法抜粋

※ \_\_\_\_\_部分は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により削除される規定

(定義)

第2条 この法律で「教育公務員」とは，地方公務員のうち，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校であつて同法第2条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長，校長（園長を含む。以下同じ。），教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

(第2項から第5項まで省略)